

鹿児島県自然保護課

第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画（R9.4.1～R14.3.31）策定スケジュール（案）

現在、鹿児島県で策定している第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画については、計画期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっている。

そこで、次期管理計画（R9.4.1～R14.3.31）の策定に向けて、下記のスケジュール感で各関係機関と有識者へ調整等を検討している。

○令和8年度スケジュール（案）

令和8年 4～6月	①計画骨子案作成 ・環境省，林野庁，鹿児島県，屋久島町での調整・検討 →県自然保護課が主体となって意見照会等実施
7月	②令和8年度第1回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカ ワーキンググループ合同会議開催 ・計画骨子案に関する意見聴取 ・策定までのスケジュール案提示
8～10月	③計画素案作成 ・環境省，林野庁，鹿児島県，屋久島町での調整・検討 ・特定鳥獣保護管理検討委員及びヤクシカワーキング・グループ委員等への意見聴取 ・利害関係人への意見聴取
11月	④関係機関の首長への確認
12月	⑤パブリックコメント準備
令和9年1月	⑥パブリックコメント（令和9年1月上旬～2月上旬 1か月間） ⑦県環境審議会へ諮問
2月	⑧令和8年度第2回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカ ワーキンググループ合同会議開催 ・計画案の提示等 ⑨県環境審議会鳥獣部会開催・答申
令和9年4月1日	⑩公表

【参考】令和3年度スケジュール（現行の管理計画策定時）

令和3年 6月29日	①令和3年度第1回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカ ワーキンググループ合同会議開催 →策定までのスケジュール提示等
7～12月	②計画（案）の作成 ・環境省，林野庁，鹿児島県，屋久島町での調整・検討 ・特定鳥獣保護管理検討委員及びヤクシカワーキング・グループ委員等への意見聴取 ・関係機関等との協議及び利害関係人への意見聴取
令和4年1月6日 ～2月7日	③パブリックコメント実施
1月31日	④令和3年度第2回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカ ワーキンググループ合同会議開催 →計画（案）の提示等
2月16日 18日	⑤県環境審議会鳥獣部会開催 ⑥県環境審議会答申
令和4年4月1日	⑦公表

第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

屋久島では、平成7年から平成17年までの10年間を比較した研究からヤクシカの分布域の拡大や生息数の増加が確認され、令和2年度に各機関が実施した調査結果によると12,000～18,000頭程度が生息するとともに、多い場所では100頭/km²を超えるとの推定がされており、ヤクシカによる農業被害、生活環境被害及び生態系被害が現在まで継続している。

これらの被害に対処するため、ヤクシカ対策を実施する関係行政機関では、ヤクシカ個体群の安定的な維持、生態系被害及び農林業被害の軽減並びに世界自然遺産としての顕著な普遍的価値の保全・回復を図ることを目的に、第二種特定鳥獣管理計画を環境省、林野庁、鹿児島県及び屋久島町の4者共同で策定し対策を進めている。

今回、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間満了に伴い、計画の改訂を行うことにより、引き続き対策を講じていく。

2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類 ヤクシカ

(2) 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間
(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

屋久島

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

世界自然遺産地域	生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正な生息密度を検討しながら、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態にすること。
屋久島全体	狩猟による捕獲や農林業被害の発生を防ぐ防鹿柵等の設置などの取り組みの継続を前提に、農林業被害や生活環境被害及び生態系被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすること。 当面の捕獲目標としては、令和5年度までは国の半減目標(平成25年度の個体数を令和5年度までの10力年で半減)に準じたシミュレーションをもとに、計画的な捕獲を推進する。令和6年度以降は、令和5年度の目標個体数(概ね9,000頭)を令和15年度までに半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する(各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して、適宜見直し)。

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア) 狩猟期間を延長(法第14条第2項)

11月1日から3月15日とする。

イ) 禁止猟法(くくりわなの規制)を解除(法第14条第3項)

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ) 禁止猟法(くくりわな)の規制(法第12条第2項)

「締め付け防止機能~~を備えていないくくりわな~~の使用禁止」